

平成 1 2 年臨時第 4 回

# 新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 1 2 年 1 1 月 2 1 日

閉 会 平成 1 2 年 1 1 月 2 1 日

新 得 町 議 会

## 第 4 回 臨 時 町 議 会 会 議 録 目 次

### 第 1 日 ( 1 2 . 1 1 . 2 1 )

開会の宣告	3
開議の宣告	3
日 程 第 1  会議録署名議員の指名	3
日 程 第 2  会期の決定	3
諸般の報告	3
町長行政報告	3
日 程 第 3  報告第 1 0 号  専決処分の報告について	6
日 程 第 4  議案第 6 8 号  議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	6
日 程 第 5  議案第 6 9 号  特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日 程 第 6  議案第 7 0 号  職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日 程 第 7  議案第 7 1 号  平成 1 2 年度新得町一般会計補正予算	9
日 程 第 8  議案第 7 2 号  平成 1 2 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算	1 5
日 程 第 9  議案第 7 3 号  平成 1 2 年度新得町水道事業会計補正予算	1 6
閉会の宣告	1 7

平成12年第4回新得町議会臨時会

平成12年11月21日(火曜日)午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告
		町長行政報告
3	報告第10号	専決処分の報告について
4	議案第68号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第69号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第70号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
7	議案第71号	平成12年度新得町一般会計補正予算
8	議案第72号	平成12年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
9	議案第73号	平成12年度新得町水道事業会計補正予算

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

町長行政報告

報告第10号 専決処分の報告について

議案第68号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

議案第69号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第71号 平成12年度新得町一般会計補正予算

議案第72号 平成12年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

議案第73号 平成12年度新得町水道事業会計補正予算

出席議員(18人)

1番	川見久雄	議員	2番	藤井友幸	議員
3番	吉川幸一	議員	4番	千葉正博	議員
5番	宗像一	議員	6番	松本諫男	議員
7番	菊地康雄	議員	8番	斎藤芳幸	議員
9番	廣山麗子	議員	10番	金澤学	議員
11番	石本洋	議員	12番	古川盛	議員
13番	松尾為男	議員	14番	渡邊雅文	議員
15番	黒澤誠	議員	16番	高橋欽造	議員
17番	武田武孝	議員	18番	湯浅亮	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄
教育委員会委員長		小笠原一水
監査委員		吉岡正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木政輝
収入	役	清水輝男
総務課	長	畑中栄和
企画調整課	長	長尾正吾
住民生活課	長	高橋昭利
保健福祉課	長	浜田正昭
水道課	長	常松敏昭
商工観光課	長	西浦茂
庶務係	長	武田芳秋
財政係	長	佐藤博行

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿部靖博
---	---	---	------

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐々木裕二
書			記	桑野恒雄

---

### 開会の宣告

湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。  
ただいまから、本日をもって招集されました平成12年臨時第4回の新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

---

### 開議の宣告

湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。  
議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、10番、金澤学議員、11番、石本洋議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。  
これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日と決しました。

---

### 諸般の報告

湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。  
別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

---

### 町長行政報告

湯浅亮議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[ 斉藤敏雄町長 登壇 ]

斉藤敏雄町長 9月18日、定例第3回の町議会以後の行政報告を行います。  
9月19日には、日本サッカー協会がワールドカップサッカーキャンプの候補地とし

て、現地調査のため全日本サッカー協会から、技術部長らが来町をいたしておりまして、その結果につきましては12月中に公認の決定がなされると聞いております。

また9月21日には、国民宿舎東大雪荘の新作メニューの試食会を実施をいたしました。これはトムラウシ温泉の新たな魅力づくりという意味合いを含めて、この日は7種8品の新作メニューを開発いたしました。このうち夏場用のメニューを省いた4種5品をですね、この10月1日から一般宿泊客に提供をいたしておりまして、それなりの評価をいただいていると聞いております。

9月25日には、町道新内屈足線函きょ新設工事、以下2件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしてしております。

また少し飛びまして、9月28日であります、サホロリゾートの幅中取締役が来庁をいたしました。この折に、サホロリゾート問題のその後につきまして、現在数社と水面下における接触を図っているという報告をいただいております。

9月29日には、東京ふるさと新得会が10周年となりまして、それを記念いたしまして「ふるさと新得町の紅葉ツアー」に、関係者23名が来町をいただいております。

10月1日には、全国一斉に国勢調査が行われました。その数値等については、後ほど説明をいたします。

10月2日には、社団法人中央畜産会がですね、畜産大賞の候補の1か所といたしまして、本町のレディースファームスクールの調査に来町をされております。

10月5日には、十勝西部森林管理署の新得事務所長が来庁をいたしまして、さきにヌブトムラウシ林道が雨による崩壊をいたしました、その後、復旧に着手したところでもありますけれども、工事の施工中に次々と土砂が崩壊をいたしまして、予想以上の土量となったと。したがって、予定した予算では事業の執行が不可能になったので、このためいったん工事を中断いたしまして、明春の融雪を待って工事を再開したいという話が届いております。

10月12日は、北海道広報広聴研究大会におきまして、本町の広報ビデオ並びに広報カレンダーがそれぞれ入選をいたしてしております。

10月16日には、全国過疎地域自立促進連盟の過疎活性化モデル市町村の調査のために、関係者が来町をいたしました。これは過疎化の中にもありまして定住促進、あるいはまた、町の活性化に積極的に取り組んで成果を上げている自治体、全国10か所をモデルに選びまして、その1か所として本町の現地調査に入られたものであります。

また同じ日ではありますが、本町にありますランニングコースで、過去4年にわたって強化合宿に来町をしておりまして、大塚製薬の犬伏選手がシドニーオリンピックのマラソンに出場をいたしました。結果は残念な結果でありましたけれども、この間たいへんお世話になったということで、関係者が表敬訪問をいたしてしております。

同じ日ではありますが、原水調整池建設に伴う電気設備工事、以下3件の工事入札を行いまして、それぞれ落札をいたしてしております。

10月18日には、町の懸案事業の要請ということで、かねてより課題になっております道道忠別清水線の屈足市街地の自歩道について、早期整備をしていただくように要請をしたほか、当面する町の懸案課題の要請を行っております。

10月20日は、道立の畜産試験場開場記念式典と併せて、記念祝賀会が開催をされました。真田副知事以下、関係者多数の出席をいただきまして、盛大に開催をされたところでもあります。

7ページにまいりまして、10月24日はJR釧路支社長、瀬川取締役社長が来庁いたしまして、本町の駅前駐車場及び広場の整備にたいへん力を注いでいただいたということで、感謝状をいただいたところであります。

また、10月27日には、十勝地方議員連絡協議会主要道道夕張新得線の現地踏査をいただいております、道議会議員2名を含めて45名の関係者が出席をされました。こうした取り組みが、今後の夕張新得線の早期開削の弾みになればと、私どもも更なる努力を重ねていきたいと思っております。

10月28日には、上佐幌地域で友夢牧場、これは600頭搾乳の牛舎でありまして、その工事の着工の安全祈願祭が行われたところであります。

また10月30日には、商工会の3役が来庁をいたしました。これは屈足地区の商店街の近代化事業の進め方につきまして、これまで延べ36回にわたる集積委員会と諸会合を重ねまして検討してきた結果、その最終結果がまとまったということで、商工会の3役から報告をいただいております。

その内容につきましては、諸般の事情から当初の商店の集積の考え方から、フクハラ店が現在地での店舗の改築を希望いたしております、これに併せるかたちで近隣の商店も店舗の改装を計画すると。

したがって、フクハラ店を中心に商店街の集積ではなくて集約を図り、新しい拠点としたいので、町も駐車場、公共トイレなどのいわゆる公共部分の整備を支援してほしい旨の要請がございました。

ちょうどこの事業と時を同じくいたしまして、屈足市街の道道歩道整備事業も、前倒しをいたしまして進められる予定となりましたので、この関連を含めて、町の支援の在り方を再検討していきたいと考えております。なお、この問題につきましては、改めて議会の皆様がたとご相談を申し上げていきたいと考えております。

同じ日ではありますが、公営住宅の外構工事入札を行いまして落札をいたしております。

また11月3日には、新得町の平成12年度の功労賞の贈呈式を開催いたしました。

9ページであります、ちょっと、行政報告に記載がございませんでしたが、11月10日であります。別途、損害賠償にかかる専決処分の報告を提出させていただいておりますが、本年5月30日、強風によりまして役場寮の車庫が倒壊をいたしまして、人身事故となりました。

この件に関しましては、11月の10日に関係者による話し合いを行いまして、示談が成立をいたしましたので、後ほどの議案でご報告を申し上げたいと思っております。なお、この事故によりまして町民に負傷を負わせる結果となりまして、深くおわびを申し上げます。関係職員には厳重注意処分といたすこととしたいと考えております。

次に10ページにまいりまして、さきほどもふれました平成12年の国勢調査であります。10月1日現在の本町の世帯人員は7,658名でありました。5年前の平成7年と比較をいたしますと、164人減少であります。しかし、5年ごとに行われるこの国勢調査の、過去の5年ごとの落ち率から見ますと、非常にその落ち率が大きく鈍化をしたということで、まずまずの結果ではなかったかと考えているところであります。

それから次ページにまいりまして、11月16日にはウルトラライトプレーンにかかる、地区住民説明会を開催をいたしております。これは十勝スカイスports協会が、農道空港を利用いたしまして、ウルトラライトプレーンの飛行を、7月13日から9月5日までの間実施をいたしました。この際、地域住民から騒音や飛行マナーについて苦情

が提起されていた問題につきまして、この日、住民への説明会を開催をいたしました。

地域住民並びに十勝スカイスports協会、北海道ウルトラライトプレーン連盟、役場からそれぞれ関係者が出席し協議をいたしました。この段階では飛行同意を得ることはできませんでした。

今後どういう条件が整えば理解を得ることができるか、北海道ウルトラライトプレーン連盟等の指導もいただきながら、解決への糸口を探っていきたいと考えているところであります。以上であります。

[ 齊藤敏雄町長 降壇 ]

---

日程第3 報告第10号 専決処分の報告について

湯浅亮議長 日程第3、報告第10号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布したとおりであります。この報告に対し質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 ないようですので、この報告第10号については、これをもって終結いたします。

---

日程第4 議案第68号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

湯浅亮議長 日程第4、議案第68号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[ 畑中栄和総務課長 登壇 ]

畑中栄和総務課長 議案第68号、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

裏面をお開きください。提案理由であります。職員の給与に関する条例の一部改正及び特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、議会議員の期末手当の支給割合もこれらに準じて改正しようとするものであります。

改正内容ですが、期末手当支給割合を12月支給分について、現行100分の280を、100分の260に改正し、100分の20を減額するものであります。

条例の本文は説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[ 畑中栄和総務課長 降壇 ]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)



湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第68号を採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第69号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

湯浅亮議長 日程第5、議案第69号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[ 畑中栄和総務課長 登壇 ]

畑中栄和総務課長 議案第69号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

裏面をお開きください。提案理由であります。職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、特別職の期末手当の支給割合もこれに準じて改正しようとするものであります。

改正内容ですが、期末手当の支給割合を12月支給分について、現行100分の235を、100分の215に改正し、100分の20を減額するものであります。

条例の本文は説明を省略させていただきます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[ 畑中栄和総務課長 降壇 ]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第70号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

湯浅亮議長 日程第6、議案第70号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[ 畑中栄和総務課長 登壇 ]

畑中栄和総務課長 議案第70号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

裏面をお開きください。提案理由であります、公務員の給与について国、道、管内町村も改定又は改定見込みであることから、本町もこれに準じて条例を改正しようとするものであります。

改正の内容でございますが、1、扶養手当。配偶者以外の扶養親族で2人目までを、現行5千500円を500円引き上げて月額6千円に。その他の扶養親族を現行2千円を千円引き上げて、月額3千円にするものでございます。

2、期末手当・勤勉手当の支給割合。12月支給分期末手当を現行100分の175を、100分の160に。同じく勤勉手当を現行100分の60を、100分の55に改正し、合計で100分の20減額するものであります。

3、適用年月日は平成12年4月1日からであります。

前に戻りまして条例の本文は説明を省略させていただきます。附則といたしまして、1、施行期日等、2、給与の内払いを規定してございます。

以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。3番、吉川議員。

吉川幸一議員 なにか今日はもやもやしているから、これ憎まれ口のなにものもないんですけども、ひとつ質問をさせていただきます。

今、経費節減ですとか、給与のほうを全部、減額、減額、減額できていますけれども、国、道、管内町村も上げる見込みだと、新得町もこれに準じて値上げの提案理由がございましたけれども、新得町独自でもこの問題は解決できるのかどうか。

また、特別職・議員いろいろな人が値下げをするときに、職員がのうのうと値上げをしてるっていうのは、なんか気持ちに引っかかるところが、ないのかなっていうところをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。

値上げっていう部分は扶養手当の部分だと思うんですが、これはあくまでも人事院勧告に基づきまして、今年的人事院勧告によりますと、官民格差が447円あると。率にしまして0.12パーセントなんです、447円のため給与表の改正は見送られまして、その分、扶養手当の改正をいたしているところであります。

地方公務員につきましては、あくまでも国家公務員に準じて改正するっていうことで、この間、行っておりますので、今回につきましても人事院勧告のとおり改正をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

湯浅亮議長 ほかに。15番、黒澤議員。

黒澤誠議員 この職員又は特別職、議員、一貫して減額するわけですけれども、この減額によってですね町の購買力が非常に低下するのでないのかなと、このように思うんですけれども、その点をどういうふうにご考慮されるのか。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。

今回の期末手当の減額、議員さん特別職、一般職含めまして、およそ1,100万円

の減額になります。ご指摘の町内の購買力が落ちるのではないかという話ですが、もしかしたらそういうことも考えられるかなとは思っておりますが、あくまでも人事院勧告に基づく改正でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7 議案第71号 平成12年度新得町一般会計補正予算

湯浅亮議長 日程第7、議案第71号、平成12年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[ 鈴木政輝助役 登壇 ]

鈴木政輝助役 議案第71号、平成12年度新得町一般会計補正予算、第5号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ546万7千円を減額し、予算の総額を80億764万円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

今回の補正では、さきほどご審議いただきました、議員、特別職及び職員の給与等の改正に伴う補正を各款で行っております。なお、人事異動及び共済費負担率の改正などに伴う増減も各款で調整しております。

6ページをお開きください。

2款、総務費の企画費では定住住宅建設促進事業につきまして、帯広市の清信緑氏がしらかば台団地で新たに1棟6戸の賃貸住宅を建設するため、定住住宅建設促進要綱に基づき、建設費に対する一部について補助をしようとするものであります。

8ページをお開きください。

4款、衛生費の予防費では、お年寄り対象のインフルエンザ予防接種が、当初の予想を上回る申し込みがあったために関連経費を増額しているほか、環境衛生費の廃屋撤去費補助事業につきましても、希望者がたいへん多いことから補助金を増額しております。

公衆浴場の設備改善資金補助金につきましては、屈足の岩の湯が老朽化によりまして施設の一部改修が必要となるために、要綱に基づき補助しようとするものであります。

8ページから9ページにかけての5款、労働費では緊急地域雇用対策事業といたしまして、簡易焼却炉回収業務が実績として補助事業費に達しなかったために、新たにホームヘルパー養成講習業務を雇用対策事業として計上しております。

なお、当初、3款、民生費の福祉対策費で計上しておりました、講習費に対する補助

金につきましては、今回の事業に含めるものとして減額をしております。

4 ページに戻りまして、歳入をお開きいただきたいと思ます。

16 款、繰入金では今回の補正の財源調整として、財政調整基金を減額しているほか、インフルエンザ予防接種経費の財源として、保健・医療・福祉基金繰入金の増額及び 18 款、諸収入の予防対策徴収金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

[ 鈴木政輝助役 降壇 ]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。7 番、菊地議員。

菊池康雄議員 8 ページ、廃屋の撤去費について多少、質問したいと思うんですけれども、全町公園化に基づいてこの町の中をきれいにしよう。あるいは、防犯上の問題ということもあって、たいへん新しい試みが町民に受け入れられているのは、喜ばしいことだとは思いますが、今一度ですねこの廃屋というものは、なにを指して廃屋と言うのかというところを確認させていただきたいと思ます。

湯浅亮議長 高橋住民生活課長。

高橋昭吾住民生活課長 ご説明いたします。

廃屋の基準につきましては、補助基準に載せましたとおり、現在、住宅あるいは物置として使用しない家屋について、いちおう該当させてきてございます。

湯浅亮議長 7 番、菊地議員。

菊池康雄議員 ということは、これは昨日まで人が住んでいても、申請をした段階で人が住まなくなれば、廃屋というふうに認めるというふうに受けとってよろしいのでしょうか。

湯浅亮議長 高橋住民生活課長。

高橋昭吾住民生活課長 現在、申請の出た中にはそういった例もありましたけれども、人が住んでいないという部分と、老朽化しているという部分で、審査委員会で審査をいたしまして該当をさせてきてございます。

湯浅亮議長 9 番、廣山議員。

廣山麗子議員 9 ページのホームヘルパー養成講習業務なんですけれども、今年は 2 級ヘルパー研修、12 月 1 日から始まるわけなんですけれども、その申し込み状況と、あと昨年 3 万円の受講料でしたけど、今年一気に倍近く 5 万円になっているんですけれども、この 217 万 9 千円の積算根拠って言うんですか、そういうことをお伺いしたいと思ます。

湯浅亮議長 浜田保健福祉課長。

浜田正利保健福祉課長 まず申し込み状況ですけれども、25 名今きております。

それから、受講料の値上げの理由でありますけれども社会福祉協議会、地域福祉の担い手ということで、事業主体ということでこの間きていたんですけれども、財政的なことを考えると、どうしても持ち出しということが出てきております。

それで、収支状況をマイナスにしないために、当然もうけはないんですけれども、原価で提供ということが、逆算すると 1 人 5 万円の負担ということで算定をしております。

ただですね、さきほど 3 款のほうで減額をしておりますけれども、地域福祉ということで、そういう 2 級ヘルパーのかたたちが協力をさせていただけることになればですね、そのうちの半分については、町のほうで財政を負担をしていただくという、そういう流

れになっております。以上です。

湯浅亮議長 9番、廣山議員。

廣山麗子議員 5万円の中に、研修会終了後登録ヘルパーとして活躍していただけるかた、又は町の福祉ボランティア事業に参加していただけるかたについては、受講料の2分の1が減免されるということになっておりますけれども、この福祉ボランティア事業に参加しているのは、どこの部分を指して減免というかたちになっているのか、お伺いしたいと思います。

湯浅亮議長 浜田保健福祉課長。

浜田正利保健福祉課長 詳細についてはまだ決めておりませんが、今、社会福祉協議会が中心になって、我々と今協議を進めております。はっきりししだい、受講生には連絡をして対応したいというふうに思っております。

湯浅亮議長 9番、廣山議員。

廣山麗子議員 この補正の217万9千円、予算では79万円ですけれども、これが3倍近くに跳ね上がったわけなんですけれども、この補正そのものは異論はないんですけれども、中身に運営についてですね、去年3万円、今年5万円になったというかたちなんですけれども、これはですね民間、帯広、札幌あたりの民間サイドでやっている受講料は7万円から8万円なんです。これからいくと、今220万円、30名を予定するとしたら、1人7万円で210万くらいですね。ですから、1人分の予算がこの中で出ているかなという、簡単に計算して感じているわけなんです。更に個人負担が5万円あるわけなんですよね。

そういうかたちの中で見たときに、これ福祉ボランティア事業と言いますけれども、皆さんそれぞれ受けたかたたちは、事業にかかわらなくても地域の中で、いっしょけんめい勉強したことを活用してるっていうか、地域福祉にかかわっている人たちがたくさんいらっしゃいます。

いちばん初めにやっていただいた、3級ヘルパーから始まったんですけれども、そのときの30名、39名受けたんですけれども、今現在、すぐ次の年に町外に出られたかたもいますのでね、今現在10名のかたが新得町にいらっしゃいません。

そういった中で、この受ける段階において、私は事業にかかわりますよということで減免していただいて受講した。でも受講した後にはね、転勤だとか転出するということも考えられるんですね。

ですから、こういう差をつけないでね、差をつけないでほんとうに安い金額の中で、地域福祉にかかわる人たちがたくさん地域に根付くことが、これからの地域福祉っていう部分については、社会福祉協議会さんが力を入れていかなければいけないことなのかなと感じているわけなんです。

それで、参加する人たちにとっては、仕事したいというかたちはないわけですが。以前に社会福祉協議会さんのほうでアンケートをとった中で、家庭での介護に役立てたいというかたちが多いんです。将来福祉施設で働きたいという人たちもいますけれども、それはわずかです。

ですから130時間の講義・実技・実習を受けるわけですからね、それ相当の覚悟を持って皆さん勉強されるわけですから。1日でも参加できなければ資格取れないわけですから、ほんとうに皆さん関心持ってますし、取った中ではやっぱり地域にいろいろなかたちの中でかかわろうという気持ちは持ってます。事業そのものにかかわらなくてもね。

ですから、私はヘルパー研修にはほんとうにテキスト代だけでもいいんではないかって、地域の中であちこちに勉強した人、関心を持っている人たちがたくさんいることによってね、地域福祉、すぐ近くにいらっしゃる自分の親、また地域にいらっしゃるかたの手助けができる。そして、早期発見につながっていくのではないかなと思っています。

それで、ちなみに近隣町村の実情なんですけれども、清水町社会福祉協議会さんにおいては、今年10月にもやられておるんですけれども、20名のところ50名の申し込みがあって、町内は1万5千円でやられてます。それと鹿追町さんは町内は1万5千円、町外は2万円で、去年は2万円だったそうなんです町内。

ですけれども、今年はテキスト代が安くなったので1万5千円ということなんですね。それで、更に町外のかたも枠を広げてきたと。それから芽室町さんは、これ今までもずっと、そして今年もテキスト代のみだということなんです。

それで、地域を担う人たち人材育成をどんどんどんどん確保して、そしてあちこちで事業にかかわらなくても、あちこちで地域福祉にかかわれる人たちが、担い手育成に力をいれていらっしゃるっていうんですか、そういった部分について今12月1日から始まるわけなんですけれども、5万円というかたちではなくて、地域福祉の担い手としてこれからかかわっていく人たちを増やす、どんどん増やしていく。そしてましてや、地元で受けても地方に行ってまた活用できる。また、逆に言えば地方で受けたかたたちが地元に入ってきて、どんどん、その事業にかかわらなくても、地域福祉としていろいろな部分のボランティアに参加したり、地域にかかわりながら見守り態勢をとって今現在います。

そういうかたちでいくとね、もっと運営できなければ、行政側、町からも更に助成制度をプラスしていただいてね、ほんとうに安い金額でたくさんの人たちを担い手として育成したほうが、今後に向けていいのではないかと思いますので、そのソフト面の見直しをしていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

湯浅亮議長 浜田保健福祉課長。

浜田正利保健福祉課長 要望という意味では承りました。

それで217万9千円の今回委託料で予算措置した意味を、ちょっともう1回お話し申し上げますけれども。これはですね、緊急雇用特別対策事業ということで、国の政策にのっかって、地域に雇用を生み出すというのが第一の目的なんです。

それをですね、さきほど助役の補正予算の説明の中でもあったように、2級ヘルパーの養成講座を、それに置き換えたというふうに理解をしていただきたいんです。必ずしもこの217万9千円が、ヘルパーの講座だけというわけではないということで、その辺も理解していただいて、この中にはですね、講師の謝礼ですとかそれから教材、それからそれにかかる人件費と、それぞれ含めて217万9千円ということで予算措置をしております。

それでですね、その5万円が高い安いっていうのが、私なんとも言えないんですけれども、近隣から比べたら間違いなく高いということで。

ただですね、社会福祉協議会が事業主体としてやる理由っていうのは、当然地域福祉という担い手を育成するというのは当然だなと思うんですけれども、原価をはっきり言って割ってまで、社協がやるっていうのは、私は今の段階ではいかがなものかなというふうに思います。

それで今、廣山議員が言われたように、政策としてこの町がそれに対して支援をする

とかっていうことであればですね、これはこれで、今後もヘルパー講座っていうのがきつとあると思いますので、これは、予算の中で理事者のほうと協議をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 今、給与の減額のお話をここでもさせていただきますけれども、特別職と職員とのですね、給料の格差がこの減額によってまた縮まったのではないかなと。

今日朝、道の堀知事の給与が報酬懇話会という名で、堀知事の給料が載ってましたけれども、その減額された分で給与が決まったっていうのは、私個人ではいかなものかなと思っております。

新得町2年に1回、今まで報酬審議会を開いております。4役と議員と各特別職の給与をそこで見直す。また、話し合いをする場なのかなって思っておりますけれども、最近、新得町開かれてないわけでございます。

今の社会現状を考えますと、道にしても各町村にしてもですね、非常に難しい状態、非常に難しい話し合いがされているっていうふうに聞きますけれども、私はやっぱり報酬審議会っていうものは2年に1回はきちんとすべきだ。そこで話し合われたことはですね尊重するにしても、開かないでいるっていうのはいかなものなのかなと。

そこには4役、議員、各特別職と、それぞれの給与も検討されてしかるべきだと私は思っております。答弁よろしく申し上げます。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。

まず、最初の特別職と一般職との格差の関係でございますが、今年度はまだ算出しておりませんが、昨年、格差を調べたところ百数十万円差がありますので、お知らせしておきたいと思っております。

それから報酬審議会の開催の関係につきましては、たしか3月議会でも質問があったかなと思うんですが、あくまでも報酬審議会というのは、さきほど吉川議員がおっしゃられたように、経済情勢とか財政状況、管内の状況を勘案して開催するわけですが、町長が周囲の状況を見極めて報酬審議会に諮問をすると。その結果、報酬審議会で検討するというふうになります。

あくまでも、第1段階では町長の諮問が最初ですので、ご理解をいただきたいと思っております。他町で値上げとかそういうのがあれば、その時点で町長が判断して、改めて審議会に諮問するということになると思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 町長が決められるもっともな、招集するのはもっともなことだろうと。だからあえて私は言っている。2年に1回は招集すべきだと。

これは畑中課長にご理解願いたい、ご理解願いたいって言ったって、畑中課長が招集するわけでない。町長が招集するわけですから、課長にご理解願いたいって言ったって、ちょっと違うのではないのかな。

それから給与の格差、百何万って言ってましたけれども、これが高いのか安いのかっていうのは私は分かりません。だけれども、差が縮まったことだけはたしか。新得の町長はこのぐらいの給料はいただくべきだと、各いろいろな特別職でご足労願っている人が、この報酬では私は安すぎると、そのように申しているわけです。決して議員の給与を上げれとは、口が裂けても言っていない。

だから、私は報酬審議会というのは、その年その年の流れを見て決められるんですけども、来年度予算にこの報酬審議会の招集する費用が、組み込まれるか組み込まれないかぐらいは、ご答弁できるんでないのかなと思うんですけども、よろしく願いします。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 特別職と3役との格差の関係でございますが、以前には特別職の収入役と一般職が、ほとんど差がないということもございました。今現在は100万円以上ありますので、逆転もいたしておりませんのでお知らせをしておきたいと思えます。

それから町長をはじめ3役の給与水準ですが、いろいろな見方があると思うんですが、私どもはあくまでも管内の状況を参考にいたしております。

参考までに申し上げますと、町長につきましては現在管内で高い方から8番目、助役につきましては10番目、収入役、教育長につきましては8番目であります。言うなれば中ないし中のちょっと上というところであります。

決して安いとか高いとか非常に判断が難しいんですが、あくまでも管内の状況を見て中位どころでありますので妥当な額なのかなと、今現在では妥当な額なのかなというふうに思っております。

それから報酬審議会の来年度の予算の関係ですが、基本的には予算計上をしていきたいと。予算計上をしまして開催するかどうかは、その時点で判断していきたいというふうに思えます。

湯浅亮議長 3番、吉川議員。

吉川幸一議員 ちょっと私の聞き方が悪かったのか、ご答弁が事細かにしていただいたのかは知らないけれども、順番だとかそんなのは私の質問には一つもなかった。余分なご答弁でなかったかなって思っております。親切で言っていただければ私も勉強にはなりますけれども、今後、課長の私見を交えたですね答弁はやめていただきたい。

私は給料が安いって言うてるんだから、管内のどうのこうのっていうのはね、私の私見で言っているだけでね、管内の説明はこんなところで聞いてないですから、ひとつご答弁のほう気を付けてもらいたいと思えます。答弁いりません。

湯浅亮議長 1番、川見議員。

川見久雄議員 簡単にいきます。

この6ページの2段目にあります19節、負担金補助及び交付金の中の退職手当組合特別っていうのが出てますね、これは本補正予算では最高の額なんですけれども、693万3千円の増になっておりますね。

この時期にですね、このような高額を増額をされる理由についてお尋ねをしたいと思えます。よろしく願いします。

湯浅亮議長 畑中総務課長。

畑中栄和総務課長 お答えいたします。

退職手当組合の特別負担金でございますが、来年3月に退職されるかたが4名いらっしゃいます。定年退職が3名と、1人は勸奨退職であります。

普通退職と定年退職の場合率が違いますので、その差額の分4名分を今回補正をいたしております。

湯浅亮議長 ほかに。15番、黒澤議員。

黒澤誠議員 さきほど、特別職だとか3点可決されたんですけども、1,000万



円ちょっとのが浮きますねこれで、その浮いた資金ですね、10月1日から低所得者にも介護保険が適応されていくわけですね。

管内の町村でも、なにかほんとうの低所得者に対して、減額が行われているということなんですけれども、こういうものをこういうほうに向けられることはできないものかどうか、ひとつ答弁お願いします。

湯浅亮議長 浜田保健福祉課長。

浜田正利保健福祉課長 納付書が配布をされました。この間、各議員にもお話ししたとおり、新得町基本2千600円ということで、この間進んできておりました。今年についてはその4分の1が基本であります。

それで、今の低所得者という部分での軽減の話なんですけれども、管内的には私も新聞報道ぐらいでしか、ちょっと恥ずかしいんですが承知をしております。ただ、その条例で保険料を軽減をしているというふうには、今のところちょっと聞いていないです。

そのうえでなんですけれども、軽減をどうするかっていうのはですね、今、国の段階でもかなりもめております。それで、基本的には行政が保険料を軽減するのは、指導としてはよくないというのがこの間の厚生省の言い方でございます。

そのうえでですね、今回の補正によって浮いた財源をそちらのほうにというのは、これはまた、ちょっと別な角度で回答をさせていただきたいと思っておりますけれども、軽減とそれだけのことにつきましては、今の段階では、私自身もやはり町がというのは、もう少し考えるべきかなという立場でおります。

湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第72号 平成12年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

湯浅亮議長 日程第8、議案第72号、平成12年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[ 鈴木政輝助役 登壇 ]

鈴木政輝助役 議案第72号、平成12年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ894万円を減額し、予算の総額を4億9,553万3千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開きいただきたいと思います。

今回の補正は、職員の給与改定及び人事異動に伴う補正でございます。

4 ページに戻りまして歳入を御覧いただきたいと思えます。

4 款の繰入金では、今回の補正の財源調整のために、一般会計繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[ 鈴木政輝助役 降壇 ]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

( 「なし」の声あり )

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

( 「なし」の声あり )

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第 7 2 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第 7 2 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 議案第 7 3 号 平成 1 2 年度新得町水道事業会計補正予算

湯浅亮議長 日程第 9、議案第 7 3 号、平成 1 2 年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[ 鈴木政輝助役 登壇 ]

鈴木政輝助役 議案第 7 3 号、平成 1 2 年度新得町水道事業会計補正予算、第 2 号についてご説明を申し上げます。

第 2 条で水道事業会計予算、第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

今回の補正は、職員の給与改定並びに人事異動に伴う補正であります。収入につきましては変更はありませんが、支出におきましては、第 1 款の事業費、7 7 万 6 千円を増額いたしまして、6, 3 9 6 万 2 千円とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

[ 鈴木政輝助役 降壇 ]

湯浅亮議長 これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

( 「なし」の声あり )

湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

( 「なし」の声あり )

湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第 7 3 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[ 挙手全員 ]

湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会の宣告

湯浅亮議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、これで平成12年臨時第4回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 11時03分)

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員